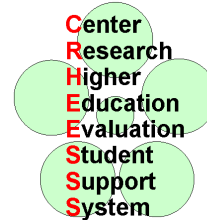


週刊センターニュース No.333



第333号(2010年11月15日) 毎週月曜日発行
発行: 金沢大学 大学教育開発・支援センター
URL: http://www.kanazawa-u.ac.jp/faculty/daikyou_rche/index.htm

○●○ 第1回大学教育国際セミナー開催のご案内 ○●○

主催: 大学教育開発・支援センター

日時: 11月19日(金) 15時30分~17時

会場: しいのき迎賓館セミナールームB(石川県金沢市広坂2丁目1番1号)

講師: 金美蘭氏(韓国教育開発院 高等・人材政策研究本部大学入試制度研究室研究委員)

テーマ: 韓国における高等教育の市場化政策

趣旨: 競争的な資源配分、評価制度、国立大学の法人化など市場メカニズムを導入した高等教育政策は、世界的な動向となっている。日本の国立大学法人制度が第1期を終え、また認証評価制度も一巡し、その功罪を踏まえた上での制度改革も少しずつ進められているが、こうした一連の動きは韓国の高等教育にも大きな影響を与えており、国立大学の法人化や大学情報公開の義務化(に基づく不良大学への勧告)など、韓国版の高等教育構造改革が着実に実行されつつある。今回、韓国におけるこうした動向とその背景・成果などについて紹介してもらうとともに、現在の日本の大学改革状況をどのように見ているのか、どこに問題があるのか率直に語っていただき、それらの内容を踏まえて、参加者と一緒に議論していきたいと考える。

スケジュール

15時30分~15時40分 趣旨説明・講師紹介 渡辺達雄(大学教育開発・支援センター)

15時40分~16時20分 報告 金美蘭(韓国教育開発院)

16時20分~17時 ディスカッション

《お問合せ先》金沢大学大学教育開発・支援センター(渡辺達雄)

Mail tatsuodesu@ge.kanazawa-u.ac.jp 電話 076-264-5793

○●○「自閉症に優しい学校社会」づくりのために一学校が変わる、大学が変わる② ○●○

11月14日、仙台市で開催された「第6回日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム」に参加した。シンポは、聴覚障害学生支援の充実のため、当センターや今年度新たに加盟機関となった東京大学を含む全国18の大学等が連携した「日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク」と筑波技術大学が主催し、毎年開催されている。今回は、前日の「平成22年度障害学生支援大学長連絡会議」(群馬大学、日本福祉大学、同志社大学、など14大学の学長で構成)に出席された学長の方々を含め、約300名の参加があった。その内容は、過去のシンポと同様、<http://www.tsukuba-tech.ac.jp/ce/xoops/>に掲載される予定である。

日本学生支援機構が先月発表した「平成21年度(2009年度)障害のある学生の修学支援に関する実態調査」によれば、昨年5月1日現在、全国1224校の高等教育機関のうち385校に、計1487名の聴覚障害学生が在籍している。調査が始まった平成17年はその数が1158名であったが、この間、支援を受けている学生の割合が増加している。すなわち、平成17年には支援を受けている聴覚障害学生は668名、57.7%であったのに対し、平成21年には1010名、67.9%になっている。特に、大学で平成20年の63.2%から68.3%へ、短期大学では60.9%から68.6%へとこの1年で顕著な伸びを示している。聴覚障害学生の多くが大学等に対して支援を希望し、大学等の側もノートテイクや手話などの授業情報保障を制度として用意することが当然となりつつある。

一方、上記のシンポでの鈴木牧子氏(筑波大学附属聴覚特別支援学校)や橋本一郎氏(東京都立中

央ろう学校)の報告は、いずれも、大学の障害学生支援に関する情報提供が乏しいことを、厳しく問うものであった。すなわち、最も頼りとする HP 上で、志望大学の障害学生支援に関する情報が見つけれないために、不安を感じる高校生たちが多いという指摘である。事実、上記調査でも、「ホームページで障害学生支援情報を公開している」と回答した大学等は、わずかに 57 校、全体の 4.7% ではない。当ニュースでも紹介してきたように、来年 4 月 1 日に施行される改正学校教育法施行規則では、「大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること」をホームページ上に掲載することを義務づけた。それに関わる文部科学省の各大学長宛通知では、**「留学生支援や障害者支援など大学が取り組む様々な学生支援の状況をできるだけ明らかにする」**ことが留意事項として示された。障害学生の状況に応じた支援体制が準備され、実際に機能していることが分かるような情報が公開されねばならない。大学進学後に授業情報保障を受けることを前提に高校生たちが進路選択をする時代の扉を大学が率先して開く必要がある。

さて、障害学生に対する支援という点で、上記調査結果において注目すべきは、各大学等の発達障害学生支援の急激な伸びである。種別として発達障害が明示されて調査されたのは平成 18 年からである。その年には 127 名の発達障害学生(診断書有)が在籍していたが、支援を受けていたのは 46 名、36.2% でしかなかったが、平成 21 年には、発達障害学生(診断書有) 569 名のうち、支援を受けている学生は 443 名、77.9% となった。診断書のある発達障害学生の数の急激な増加と共に、支援を受けている割合の上昇が顕著である。

それでは実際にどのような支援を受けているのであろうか。上記調査では、診断書有の発達障害学生だけではなく、「発達障害の診断書はないが、発達障害があることが推察されることにより、実際に教育上の配慮を行っている者」についての調査を行っており、そうした学生の数は 809 名となっている。診断書が有り支援を受けている 443 名に加え、合計 1252 名の発達障害学生が何らかの支援を受けながら大学等で学んでおり、その支援のあらし次のとおりとなる。

「支援発達障害学生(診断書有) 学生又は発達障害(診断書無・配慮有) 学生が 1 人以上在籍している」と回答のあった 297 校(大学 33 校、短期大学(部) 30 校、高等専門学校 34 校)で行われている授業支援で最も多いのは、「休憩室の確保」45 校である(前年度 32 校)。「注意事項等文書伝達」34 校(同 16 校)、「実技・実習配慮」34 校(同 25 校)、「教室内座席配慮」33 校(同 18 校)、「チューター又はティーチング・アシスタントの活用」23 校(同 22 校)、「試験時間延長・別室受験」18 校(同 20 校)、「解答方法配慮」16 校(同 9 校)、「講義内容録音許可」13 校(同 3 校)であった。

また、平成 21 年度に初めて調査項目となった「授業支援以外の支援」が多いことが目立つ。すなわち、「保護者との連携」が 237 校(79.8%)と最も多く、「学習指導(履修方法、学習方法等)」221 校(74.4%)、「社会的スキル指導(対人関係、自己管理等)」195 校(65.7%)、「進路・就職指導」159 校(53.5%)、「発達障害支援センター等との連携」77 校、「生活指導(食事、洗濯等)」70 校、「出身校との連携」55 校、「特別支援学校との連携」10 校となっている。

授業支援としての休憩室の確保は、発達障害学生への配慮とともに進んでいくものと思われる。ちなみに、前述の学校教育法施行規則は「校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること」の公表も義務づけ、これに関して文部科学省通知は、**「学生生活の中心であるキャンパスの概要のほか、運動施設の概要、課外活動の状況及びそのために用いる施設、休息を行う環境その他の学習環境、主な交通手段等の状況」**の公表を求めている。発達障害学生支援のためも含め、こうした環境の整備は今日の大学としての必須条件である。

発達障害についての理解を得るための基本書といえる、杉山登志郎『発達障害の子どもたち』(講談社現代新書、2007 年)は、「子どもを相手にする職業で、自閉症児に出会わないことなどない。相手の生きる世界を知らずに、その子どもに職業人として接するのは、専門家として失格である。」「このような世界に触れることはプロとしての義務である」と指摘している。全入時代である。大学等への発達障害学生の増加が続く。発達障害者支援法第 8 条は「大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする」と規定した。大学等の教職員にとって、またなにより大学運営に携わる法人幹部等にとって、発達障害についての正確な知識抜きではプロと言えない時代がきているといえよう。

(文責：教育支援システム研究部門 青野 透)